

環境省令第二十九号

浄化槽法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四条第一項、第七条第一項及び第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十一条の二の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月二十六日

環境大臣 小池百合子

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（放流水の水質の技術上の基準）

第一条の二 法第四条第一項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生

物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りでない。

第二条中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同条第一号イ中「前条」を「第一条」に改める。

第三条中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改める。

第四条中第二項を第三項とし、同条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(設置後等の水質検査の報告)

第四条の二 法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。

2 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置後等の水質検査を行った年月日
- 二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 三 設置場所

四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）

六 設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

第九条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（定期検査の報告）

第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、

同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）」「とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第九条の三 法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。

第十三条第二項中「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める。

様式第一号を様式第一号の二とし、様式第一号として次の二様式を加える。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）

殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 1 1 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日

3 処理の対象	し尿のみ し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
事務処理欄	
<p>(注意)</p> <p>1 欄には、記載しないこと。</p> <p>2 3 欄は、該当する事項を で囲むこと。</p>	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式票の()を次のものに改める。

（裏）

浄化槽法抜すい

（報告徴収、立入検査等）

第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

- 一 浄化槽管理者
- 二 浄化槽製造業者
- 三 浄化槽工事業者
- 四 浄化槽清掃業者
- 五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
- 六 指定検査機関

七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関

八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十 (略)

十一 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質

問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第65条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

- 1 この省令は、平成十八年二月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている浄化槽又は現に建築の工事が行われている建築物に設置される浄化槽については、第一条の二の規定は、適用しない。